改 正 案	現 行
海外投資保険手続細則	海外投資保険手続細則
平成13年4月1日 01-制度-00032	平成13年4月1日 01-制度-00032
沿革 平成13年9月21日 一部改正	沿革 平成13年9月21日 一部改正
平成14年10月1日 一部改正	平成14年10月1日 一部改正
平成15年3月12日 一部改正	平成15年3月12日 一部改正
平成15年9月24日 一部改正	平成15年9月24日 一部改正
平成16年9月28日 一部改正	平成16年 9 月28日 一部改正
平成17年3月29日 一部改正	平成17年 3 月29日 一部改正
平成17年9月16日 一部改正	平成17年9月16日 一部改正
平成18年10月27日 一部改正	
海外投資(株式等)保険約款(以下「約款(株)」という。)第39条、及び海外投資(不動産等)保険約款(以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。	海外投資(株式等)保険約款(以下「約款(株)」という。)第39条、及び海外投資(不動産等)保険約款(以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。
記	記
(内諾) 第1条 海外投資保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」(平成13年4月1日 01-制度-00060)によるものとする。 (申込み) 第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあっては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあっては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のための	(内諾) 第1条 海外投資保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」(平成13年4月1日 01-制度-00060)によるものとする。 (申込み) 第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあっては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあっては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のための

ガイドラインに基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の 写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要 しないものとする。

- 一 被保険投資の相手方の定款(約款(株)の申込みの場合に限る。)
- 二 海外投資について投資契約を締結した場合にあっては、その契約を証する書類(当 該海外投資が増資による場合にあっては、増額増資決議を証する書類)
- 三 海外投資に係る投資受入国の政府等の許可等を受けた場合にあっては、その許可を 証する書類
- 四 海外投資から生ずる取得金の送金を外国政府等が許可すべきことをあらかじめ約 した場合にあっては、その事実を証する書類
- 五 海外投資に関し日本国政府の許可を受けた場合にあっては、その許可を証する書類 (日本国政府への届出をした場合にあってはその届出を証する書類)
- 六 払い込み等を証する以下に掲げる書類。ただし、送金額により取得のための対価の額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。
 - イ 現金投資の場合であって、邦貨を外貨に交換して送金した場合にあっては、送金事務を取扱った銀行等(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)が発行する送金の対価の納付に対する計算書等送金を証する書類
 - ロ 現金投資の場合であって、所有している外貨を送金した場合にあっては、送金 事務を取扱った銀行等が発行する送金の対価の納付に対する計算書等送金を証す る書類
 - 八 株式等の取得のために現物投資をした場合にあっては、輸出承認証、船積書類及び購入契約書等並びに当該現物投資に係る価額(海外投資保険運用規程(平成13年4月1日01-制度 00038。以下「運用規程」という。)第7条第1項第4号、第5号及び第6号の規定に定めるものをいう。)を証する書類及び会計帳簿
 - 二 無償増資の場合にあっては、当該増資資金が被保険投資の相手方の資本金に組 み入れられた証明書類
- 七 約款(株)の第2条<u>第1項</u>第6号の危険(以下「信用危険」という。)の場合にあっては、以下の書類。

ガイドラインに基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。

- 一 被保険投資の相手方の定款(約款(株)の申込みの場合に限る。)
- 二 海外投資について投資契約を締結した場合にあっては、その契約を証する書類(当該海外投資が増資による場合にあっては、増額増資決議を証する書類)
- 三 海外投資に係る投資受入国の政府等の許可等を受けた場合にあっては、その許可を 証する書類
- 四 海外投資から生ずる取得金の送金を外国政府等が許可すべきことをあらかじめ約 した場合にあっては、その事実を証する書類
- 五 海外投資に関し日本国政府の許可を受けた場合にあっては、その許可を証する書類 (日本国政府への届出をした場合にあってはその届出を証する書類)
- 六 払い込み等を証する以下に掲げる書類。ただし、送金額により取得のための対価の額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。
 - イ 現金投資の場合であって、邦貨を外貨に交換して送金した場合にあっては、送金事務を取扱った銀行等(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)が発行する送金の対価の納付に対する計算書等送金を証する書類
 - ロ 現金投資の場合であって、所有している外貨を送金した場合にあっては、送金 事務を取扱った銀行等が発行する送金の対価の納付に対する計算書等送金を証す る書類
 - 八 株式等の取得のために現物投資をした場合にあっては、輸出承認証、船積書類及び購入契約書等並びに当該現物投資に係る価額(海外投資保険運用規程(平成13年4月1日01-制度 00038。以下「運用規程」という。)第7条第4号、第5号及び第6号の規定に定めるものをいう。)を証する書類及び会計帳簿
 - 二 無償増資の場合にあっては、当該増資資金が被保険投資の相手方の資本金に組 み入れられた証明書類
- 七 約款(株)の第2条第6号の危険(以下「信用危険」という。)の場合にあっては、以下の書類。

- イ 被保険投資の相手方の事業計画書
- ロ 被保険者の過去3年間の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類 (公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下、「財務諸表等」 という。)
- 八 被保険投資の相手方に対する共同出資者の事業遂行能力があると認められる書 類
- 二 被保険投資の相手方における次の書類
 - (一)投資実行調査書
 - (二)被保険投資の相手方が既に操業を開始しているときは、当該操業開始の日 が確認できる書類
- 八 当該被保険投資の相手方における過去3年間(当該被保険投資の相手方が操業開始 後3年未満の場合は当該操業期間)の財務諸表等。ただし、簿価純資産額により取 得のための対価の額を設定する案件及び信用危険の場合であって被保険投資の相手 方が既に操業を開始している案件に限る。
- 九 約款(株)の第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対 するてん補の申込みをしようとする者は、 当該外国政府等との契約書等の書類
- 十 その他日本貿易保険が必要とするもの
- 2 第1項第6号ただし書に定めるもののほか、第1号、第3号、第4号、第5号、第7 号又は第10号に掲げる書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後 速やかに提出するものとする。
- 保険の指示に従い、当該書類の主要部分を日本語に翻訳したものを添付する。
- 4 既存の保険契約の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みにあっては、既存の保険 契約の保険期間の満了日の1月前までに申込みをするものとする。
- 5 約款(株)の第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対す るてん補の申込みをしようとする者は送金前に申込みをするものとする。
- 6 約款(株)の申込みにあっては、被保険投資の相手方について、別に日本貿易保険の 定める規定に従い、遅くとも保険申込みと同時に海外商社名簿への登録手続きを行うも のとする。

(分割送金の特則)

第3条 分割送金による投資を行う場合であって、第2回目以降の分割送金により保険金|第3条 分割送金による投資を行う場合であって、第2回目以降の分割送金により保険金

- 被保険投資の相手方の事業計画書
- ロ 被保険者の過去3年間の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類 (公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下、「財務諸表等」 という。)
- 八 被保険投資の相手方に対する共同出資者の事業遂行能力があると認められる書 類
- 二 被保険投資の相手方における次の書類
 - (一)投資実行調査書
 - (二)被保険投資の相手方が既に操業を開始しているときは、当該操業開始の日 が確認できる書類
- 八 当該被保険投資の相手方における過去3年間(当該被保険投資の相手方が操業開始 後3年未満の場合は当該操業期間)の財務諸表等。ただし、簿価純資産額により取 得のための対価の額を設定する案件及び信用危険の場合であって被保険投資の相手 方が既に操業を開始している案件に限る。
- 九、約款(株)の第2条第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するて ん補の申込みをしようとする者は、当該外国政府等との契約書等の書類
- 十 その他日本貿易保険が必要とするもの
- 2 第1項第6号ただし書に定めるもののほか、第1号、第3号、第4号、第5号、第7 号又は第10号に掲げる書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後 速やかに提出するものとする。
- 3 第1項各号に掲げる書類が日本語又は英語以外で記載されている場合には、日本貿易|3 第1項各号に掲げる書類が日本語又は英語以外で記載されている場合には、日本貿易 保険の指示に従い、当該書類の主要部分を日本語に翻訳したものを添付する。
 - 4 既存の保険契約の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みにあっては、既存の保険 契約の保険期間の満了日の1月前までに申込みをするものとする。
 - 5 約款(株)の第2条第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん 補の申込みをしようとする者は送金前に申込みをするものとする。
 - 6 約款(株)の申込みにあっては、被保険投資の相手方について、別に日本貿易保険の 定める規定に従い、遅くとも保険申込みと同時に海外商社名簿への登録手続きを行うも のとする。

(分割送金の特則)

額を増額しようとする者は、当該分割送金の送金日から原則として1月以内に、別紙様 式第3「海外投資保険送金確定通知書」及び第2条第1項第6号に規定する書類(既に 提出のあった書類を除く。)の写しを本店に提出するものとする。

(操業開始日の確認)

第4条 信用危険に係る被保険者は、約款(株)第10条第3項の規定に基づき、被保険↓第4条 信用危険に係る被保険者は、約款(株)第10条第3号の規定に基づき、被保険 投資の相手方の操業開始日を確認することのできる書類 公認会計十又はこれに準ずる 者の証明したものに限る。)を受け取った日から1月以内に、当該書類の写し及び別紙 様式第4「海外投資保険操業開始日確認申請書」を本店に提出するものとする。ただし、 本申込前に操業を開始しているものであって、かつ、保険申込時にその旨の確認を得て いるもの又は操業開始日の変更に伴う重大な内容変更による承認を得たもの〈操業開始 日が確認されたものに限る。) にあっては、本確認を要しない。

(決算関係報告)

第5条 被保険者は、被保険投資の相手方が事業年度の決算を終了したときは、信用危険|第5条 被保険者は、被保険投資の相手方が事業年度の決算を終了したときは、信用危険 に係る場合にあっては、約款(株)第12条第1項の規定に基づき、事業年度ごとに被 保険投資の相手方の財務諸表等を受け取った日から1月以内に別紙様式第5「海外投資 保険決算関係報告書(信用危険)」及び当該財務諸表等の写しを本店に提出するものと する。

(保険料率の見直し)

第6条 信用危険に係る保険契約者は、海外投資保険保険料率見直し年度以降の保険料率↓第6条 信用危険に係る保険契約者は、海外投資保険保険料率見直し年度以降の保険料率 の見直しに際して、当該見直し年度の保険期間の開始の日の応当日の4月前までに別紙 様式第6「海外投資保険保険料率見直し調書」を本店に提出するものとする。

(重大な変更の通知等)

第7条 被保険者は、被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を加えたときは、約│第7条 被保険者は、被保険投資に関し運用規程に定める重大な変更を加えたときは、約 款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を加 えた日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第7「海外投資保険変更承認申請書及 び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(被保険投資の内容の変更請求)

第8条 被保険者は、約款(株)第34条第1項又は約款(不)第33条の規定に基づき、保↓第8条 被保険者は、約款(株)第34条又は約款(不)第33条の規定に基づき、保険契約 険契約の内容の変更を請求するときは、別紙様式第7「海外投資保険変更承認申請書 及び変更請求書」を本店に提出するものとする。

(他の保険契約の通知)

額を増額しようとする者は、当該分割送金の送金日から原則として1月以内に、別紙様 式第3「海外投資保険送金確定通知書」及び第2条第1項第6号に規定する書類(既に 提出のあった書類を除く。)の写しを本店に提出するものとする。

(操業開始日の確認)

投資の相手方の操業開始日を確認することのできる書類(公認会計十又はこれに準ずる 者の証明したものに限る。)を受け取った日から1月以内に、当該書類の写し及び別紙 様式第4「海外投資保険操業開始日確認申請書」を本店に提出するものとする。ただし、 本申込前に操業を開始しているものであって、かつ、保険申込時にその旨の確認を得て いるもの又は操業開始日の変更に伴う重大な内容変更による承認を得たもの(操業開始 日が確認されたものに限る。)にあっては、本確認を要しない。

(決算関係報告)

に係る場合にあっては、約款(株)第12条第1号の規定に基づき、事業年度ごとに被 保険投資の相手方の財務諸表等を受け取った日から1月以内に別紙様式第5「海外投資 保険決算関係報告書(信用危険)」及び当該財務諸表等の写しを本店に提出するものと する。

(保険料率の見直し)

の見直しに際して、当該見直し年度の保険期間の開始の日の応当日の4月前までに別紙 様式第6「海外投資保険保険料率見直し調書」を本店に提出するものとする。

(重大な変更の通知等)

款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第1項の規定に基づき、当該変更を加 えた日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第7「海外投資保険変更承認申請書及 び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(被保険投資の内容の変更請求)

の内容の変更を請求するときは、別紙様式第7「海外投資保険変更承認申請書及び変 更請求書」を本店に提出するものとする。

(他の保険契約の通知)

約がある旨通知するときは、当該事実を知った日から1月以内に、別紙様式第8「海 外投資保険における他の保険契約の通知書」を本店に提出するものとする。

(取得のための対価の額等の変更請求)

第10条 保険契約者は、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の規定に基づき、保険期 間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の 額又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前まで に、別紙様式第9「海外投資保険 増額・減額 承認請求書」及び日本貿易保険の指 示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)

- 第11条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を 得ようとするときは、約款(株)第35条又は約款(不)第34条の規定に基づき、譲渡 前に、別紙様式第10 - 1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」を本店に提出す るものとする。
- 2 前項の規定に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承し 認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に、別紙様式第10-2「海外投資保険保険 目的等譲渡終了通知書」及び譲渡の事実を証する書類を本店に提出するものとする。 (質権等設定の承諾申請等)
- 第12条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定す ることについて日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、約款(株)第37条第1項 又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき、設定前に別紙様式第11-1「海外投資 保険質権等設定承諾申請書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものと する。
- 2 被保険者は、前項の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又一 は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第2項又は約款(不) 第 36 条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月 以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第 11 - 2 「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提 出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第9条 被保険者は、約款(株)第11条又は約款(不)第11条の規定に基づき他の保険契↓第9条 被保険者は、約款(株)第11条又は約款(不)第11条の規定に基づき他の保険契 約がある旨通知するときは、当該事実を知った日から1月以内に、別紙様式第8「海 外投資保険における他の保険契約の通知書」を本店に提出するものとする。

(取得のための対価の額等の変更請求)

第10条 保険契約者は、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の規定に基づき、保険期 間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の 額又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前まで に、別紙様式第9「海外投資保険 増額・減額 承認請求書」及び日本貿易保険の指 示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)

- |第11条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を 得ようとするときは、約款(株)第35条又は約款(不)第34条の規定に基づき、譲渡 前に、別紙様式第10 - 1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」を本店に提出す るものとする。
- 2 前項の規定に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承 認を受けたときは、譲渡の日から 1 月以内に、別紙様式第 10 - 2 「海外投資保険保険 目的等譲渡終了通知書」及び譲渡の事実を証する書類を本店に提出するものとする。 (質権等設定の承諾申請等)
- 第 12 条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定す ることについて日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、約款(株)第37条第1項 又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき、設定前に別紙様式第11-1「海外投資 保険質権等設定承諾申請書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものと する。
- 2 被保険者は、前項の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又 は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第2項又は約款(不) 第 36 条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月 以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第 11 - 2 「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提 出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第13条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情│第13条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失を受けるおそれが高まる事情

の発生(別表2に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生をいう。)を知ったと きは約款(株)第13条又は約款(不)第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知った 日から1月以内に、別紙様式第12「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するも のとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、 被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

(株)第14条又は約款(不)第14条の規定に基づき、当該損失の発生を知った日から1 月以内に、別紙様式第13「海外投資保険損失発生通知書」を本店に提出するものとする。 ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく 提出するものとする。

(損失の防止軽減等の義務の履行のために要した費用の請求)

第15条 約款(株)第15条第3項又は約款(不)第15条第3項の規定に基づき、損失の防 | 第15条 約款(株)第15条第3項又は約款(不)第15条第3項の規定に基づき、損失の防 止軽減等の義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者 は、別紙様式第14「海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書」及びその事実を証明 する書類の写しを本店に提出するものとする。

(入金の通知)

第16条 被保険者は、海外投資保険損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求す る以前に回収した金額があるときは、入金のあった日から1月以内に、約款(株)第16 条又は約款(不)第16条の規定に基づき、別紙様式第15「海外投資保険入金通知書」を 本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求 めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

第17条 被保険者は、約款(株)第24条第3項又は約款(不)第24条第3項の規定に基づ き、保険金受取人を指定等した場合は当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内 に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第16「海外投資保 険保険金受取人指定等通知書」、当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを 本店に提出するものとする。

(保険金の請求期間に係る猶予期間の申請)

第 18 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第 25 │ 第 18 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第 25 条第2項ただし書又は約款(不)第25条第2項ただし書の規定に基づき、保険金の請

の発生(別表2に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生をいう。)を知ったと きは約款(株)第13条又は約款(不)第13条の規定に基づき、当該事情の発生を知った 日から1月以内に、別紙様式第12「海外投資保険事情発生通知書」を本店に提出するも のとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、 被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第14条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失の発生を知ったときは、約款|第14条 被保険者は、保険契約によりてん補されるべき損失の発生を知ったときは、約款 (株)第14条又は約款(不)第14条の規定に基づき、当該損失の発生を知った日から1 月以内に、別紙様式第13「海外投資保険損失発生通知書」を本店に提出するものとする。 ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく 提出するものとする。

(損失の防止軽減等の義務の履行のために要した費用の請求)

止軽減等の義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者 は、別紙様式第14「海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書」及びその事実を証明 する書類の写しを本店に提出するものとする。

(入金の通知)

第16条 被保険者は、海外投資保険損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求す る以前に回収した金額があるときは、入金のあった日から1月以内に、約款(株)第16 条又は約款(不)第16条の規定に基づき、別紙様式第15「海外投資保険入金通知書」を 本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求 めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

第17条 被保険者は、約款(株)第24条第3項又は約款(不)第24条第3項の規定に基づ き、保険金受取人を指定等した場合は当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内 に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第16「海外投資保 険保険金受取人指定等通知書」、当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを 本店に提出するものとする。

(保険金の請求期間に係る猶予期間の申請)

条第2項ただし書又は約款(不)第25条第2項ただし書の規定に基づき、保険金の請

求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第 17「海外投資保険にお ける保険金請求期間の猶予期間設定申請書」及び必要な猶予期間とその根拠、エビデン スの確保状況、回収見込及び債権の保全状況等について証する書類の写しを本店に提出 するものとする。

2 前項の場合において、日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するため に必要な書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出するものとする。

(保険金支払請求)

- 第19条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第25 条第1項又は約款(不)第25条第1項の規定に基づき、同各条第2項で定められた期間 内に、別紙様式第18「海外投資保険保険金請求書(非常危険)」又は別紙様式第19「海 外投資保険保険金請求書(信用危険)」及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出 するものとする。
 - 一 海外投資保険保険証券
 - 二 損失計算の基礎となる証拠書類
 - 三 保険金請求までの経過概要を記載した書類
 - 四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求 者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書
 - 五 その他参考となるべき書類

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

様式第20「海外投資保険時効中断承認申請書」を本店に提出するものとする。

(支払期日前の損失の発生の確認申請)

第21条 被保険者は、約款(株)第27条第1項の規定に基づき、損失の発生について日本 貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第21「海外投資保険損失発生確認申請書」及 び約款(株)第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由 の発生により支払期日前までに配当金請求権に関する権利を行使することができない ことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。 (回収義務の履行状況の報告)

第22条 被保険者は、約款(株)第31条第3項又は約款(不)第30条第3項の規定に基づ き、保険証券ごとに別紙様式第22「海外投資保険回収義務履行状況報告書」(以下「履 行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求

求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第 17「海外投資保険にお ける保険金請求期間の猶予期間設定申請書」及び必要な猶予期間とその根拠、エビデン スの確保状況、回収見込及び債権の保全状況等について証する書類の写しを本店に提出 するものとする。

2 前項の場合において、日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するため に必要な書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出するものとする。

(保険金支払請求)

- 第19条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(株)第25 条第1項又は約款(不)第25条第1項の規定に基づき、同各条第2項で定められた期間 内に、別紙様式第18「海外投資保険保険金請求書(非常危険)」又は別紙様式第19「海 外投資保険保険金請求書(信用危険)」及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出 するものとする。
 - 一 海外投資保険保険証券
 - 二 損失計算の基礎となる証拠書類
 - 三 保険金請求までの経過概要を記載した書類
 - 四 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求 者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書
 - 五 その他参考となるべき書類

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第20条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙|第20条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙 様式第20「海外投資保険時効中断承認申請書」を本店に提出するものとする。

(支払期日前の損失の発生の確認申請)

第21条 被保険者は、約款(株)第27条第1項の規定に基づき、損失の発生について日本 貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第21「海外投資保険損失発生確認申請書」及 び約款(株)第2条第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する事由の発生 により支払期日前までに配当金請求権に関する権利を行使することができないことが 確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。

(回収義務の履行状況の報告)

第22条 被保険者は、約款(株)第31条第3項又は約款(不)第30条第3項の規定に基づ き、保険証券ごとに別紙様式第22「海外投資保険回収義務履行状況報告書」(以下「履 行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求

がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

- 2 損失の発生日(ただし、配当金請求権については、支払期日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日から1年ごとに提出するものとする。
- 3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の変化を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定申請)

第23条 被保険者は約款(株)第31条第2項ただし書又は約款(不)第30条第2項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23「海外投資保険回収義務終了認定申請書」に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00058)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。

(回収金の納付通知等)

- 第24条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(株)第31 条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保 険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から1月以内に、 別紙様式第24「海外投資保険回収金納付通知書」及び次の各号に定める書類の写しを 本店に提出するものとする。
 - 一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類
 - 二 回収に要した費用があるときは、その証拠書類
 - 三 その他参考となるべき書類
- 2 被保険者は、日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

- 2 損失の発生日(ただし、配当金請求権については、支払期日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。
- 3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して何らかの状況の 変化を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定申請)

第23条 被保険者は約款(株)第31条第2項ただし書又は約款(不)第30条第2項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23「海外投資保険回収義務終了認定申請書」に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00058)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。

(回収金の納付通知等)

- 第24条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(株)第31 条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保 険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から1月以内に、 別紙様式第24「海外投資保険回収金納付通知書」及び次の各号に定める書類の写しを 本店に提出するものとする。
 - 一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類
 - 二 回収に要した費用があるときは、その証拠書類
 - 三 その他参考となるべき書類
- 2 被保険者は、日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付する ものとする。

(回収に要した費用の請求)

の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第25 「海外投資保険回収費用負担請求書」及び当該負担したことを証する書類を本店に提出 するものとする。

(権利行使等の委任)

第 26 条 被保険者は、約款 (株) 第 31 条第 5 項若しくは第 32 条第 3 項又は約款 (不) 第30条第5項若しくは第31条第3項の規定に基づき、保険事故に係る債権(以下「当 該債権」という。)について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式 第 26「海外投資保険権利行使等委仟状」及び当該債権を特定する書類を本店に提出す るものとする。

(回収納付金の返還請求)

定に基づき、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 27「海外投資 保険回収納付金返還請求書」及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するもの とする。

(部分損失特約)

第28条 約款(株)第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をて ん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第28「部分損失特約申請書」 を本店に提出するものとする。

(プレミアム特約)

第29条 約款(株)第3条第2項の規定に基づき、プレミアム相当額をてん補対象とする 特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第29「プレミアム特約申請書」を本店に提 出するものとする。

(書類の返還)

第30条 申込みその他日本貿易保険に対する申請について、この手続細則に定める当該申 請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出されない場合は、既に提出のあった すべての書類を返還できるものとする。

附則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。

第25条 約款(株)第31条第7項又は約款(不)第30条第7項の規定に基づき、回収義務 | 第25条 約款(株)第31条第7項又は約款(不)第30条第7項の規定に基づき、回収義務 の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第25 「海外投資保険回収費用負担請求書」及び当該負担したことを証する書類を本店に提出 するものとする。

(権利行使等の委任)

第26条 被保険者は、約款(株)第31条第5項若しくは第32条第3項又は約款(不) 第30条第5項若しくは第31条第3項の規定に基づき、保険事故に係る債権(以下「当 該債権」という。)について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式 第 26「海外投資保険権利行使等委仟状」及び当該債権を特定する書類を本店に提出す るものとする。

(回収納付金の返還請求)

第 27 条 被保険者は、約款 (株) 第 31 条第 13 項又は約款 (不) 第 30 条第 13 項の規 | 第 27 条 被保険者は、約款 (株) 第 31 条第 13 項又は約款 (不) 第 30 条第 13 項の規定 に基づき、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 27「海外投資保 険回収納付金返還請求書」及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものと する。

(書類の返還)

第28条 申込みその他日本貿易保険に対する申請について、この手続細則に定める当該申 請に必要とする書類が、申請日から6月以内に提出されない場合は、既に提出のあった すべての書類を返還できるものとする。

附則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

- この改正は、平成13年10月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成 14 年 10 月 1 日から実施する。 附 則
- この改正は、平成15年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。 附 則
- この改正は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。 附 則
- この改正は、平成17年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。 附 則
- この改正は、平成18年11月1日から実施する。

別表1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

株式番号	提 出 書 類	提出部数
1	・海外投資(株式等)保険申込書	1 (1)
2	・海外投資 (不動産等)保険申込書	1 (1)
3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)
4	・海外投資保険操業開始日確認申請書	1 (1)
5	・海外投資保険決算関係報告書 (信用危険)	1 (1)
6	・海外投資保険保険料率見直し調書	1
7	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)
8	・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)
9	・海外投資保険 増額・減額 承認請求書	1 (1)

附 則

- この改正は、平成13年10月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成14年10月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成15年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。 附 則
- この改正は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。 附 則
- この改正は、平成17年4月1日から実施する。 附 則
- この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別表1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

株式番号	提 出 書 類	提出部数
1	・海外投資 (株式等)保険申込書	1 (1)
2	・海外投資 (不動産等)保険申込書	1 (1)
3	・海外投資保険送金確定通知書	1 (1)
4	・海外投資保険操業開始日確認申請書	1 (1)
5	・海外投資保険決算関係報告書(信用危険)	1 (1)
6	・海外投資保険保険料率見直し調書	1
7	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)
8	・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)
9	・海外投資保険 増額・減額 承認請求書	1 (1)

	10 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
	10 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
	11 - 1	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
	11 - 2	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
	12	・海外投資保険事情発生通知書	1
	13	・海外投資保険損失発生通知書	1 (1)
	14	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)
	15	・海外投資保険入金通知書	1 (1)
	16	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
	17	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定 申請書	1 (1)
	18	・海外投資保険保険金請求書(非常危険)	1 (1)
	19	・海外投資保険保険金請求書(信用危険)	1 (1)
	20	・海外投資保険時効中断承認申請書	1
	21	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)
	22	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)
	23	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)
	24	・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)
	25	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)
	26	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)
	27	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)
	<u>28</u>	・部分損失特約申請書	<u>1 (1)</u>
	<u>29</u>	・プレミアム特約申請書	<u>1 (1)</u>

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による

注: 提出部数欄の()内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表2

損失を受けるおそれが高まる事情の発生

[約款(株)の場合]

10 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
10 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
11 - 1	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
11 - 2	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
12	・海外投資保険事情発生通知書	1
13	・海外投資保険損失発生通知書	1 (1)
14	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)
15	・海外投資保険入金通知書	1 (1)
16	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
17	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定 申請書	1 (1)
18	・ 海外投資保険保険金請求書 (非常危険)	1 (1)
		` ,
19	・海外投資保険保険金請求書(信用危険)	1 (1)
20	・海外投資保険時効中断承認申請書	1
21	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)
22	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)
23	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)
24	・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)
25	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)
26	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)
27	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)
マの供 ロ	大空見保険が担山太地デートを約157位隊が11 トス	

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による注: 提出部数欄の()内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表2

損失を受けるおそれが高まる事情の発生

[約款(株)の場合]

- 株式等に係る損失を受けるおそれ
- イ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害 を受けたこと
- ロ 被保険投資の相手方が約款(株)第2条<u>第1項</u>第3号で定める事由により損害を受けたこと
- 八 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- 二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ
 - イ 支払期日前において、株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地 方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
 - ロ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
 - 八 被保険投資の相手方が約款(株)第2条<u>第1項</u>第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - 二 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
 - ホ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
 - へ 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
 - ト 支払期日前における被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定
- 三 株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ
 - イ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
 - ロ 当該株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
 - 八 外国政府等による株式等喪失取得金等の没収(約款第2条<u>第1項</u>第5号イから二までに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。)

[約款(不)の場合]

- 一 不動産に関する権利等に係る損失を受けるおそれ
 - イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等に

- 一 株式等に係る損失を受けるおそれ
 - イ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害 を受けたこと
 - ロ 被保険投資の相手方が約款(株)第2条第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - ハ 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
- 二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ
 - イ 支払期日前において、株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地 方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
 - ロ 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
 - ハ 被保険投資の相手方が約款(株)第2条第3号で定める事由により損害を受けたこと
 - 二 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
 - ホ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
 - へ 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
 - ト
 支払期日前における被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定
- 三 株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ
 - イ 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
 - ロ 当該株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべ きことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
 - ハ 外国政府等による株式等喪失取得金等の没収(約款第2条第5号イから二までに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。)

[約款(不)の場合]

- 不動産に関する権利等に係る損失を受けるおそれ
 - イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等に

ついて損害を受けたこと

- ロ 約款(不)第2条第3号で定める事由により不動産に関する権利について損害を受 けたこと
- 二 不動産に関する権利等の喪失(約款第2条第1号、第2号又は第3号の事由によるも 二 不動産に関する権利等の喪失(約款第2条第1号、第2号又は第3号の事由によるも のを除く。)により取得した金額(以下「権利等喪失取得金」という。)に係る損失を 受けるおそれ
 - イ 外国政府等による当該権利等喪失取得金の管理
 - ロ 当該権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべき ことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。
- 八 外国政府等による取得金等の没収約款第2条第4号イから二までに掲げる事由の 発生後に生じたものに限る。)

ついて損害を受けたこと

- ロ 約款(不)第2条第3号で定める事由により不動産に関する権利について損害を受 けたこと
- のを除く。)により取得した金額(以下「権利等喪失取得金」という。)に係る損失を 受けるおそれ
- イ 外国政府等による当該権利等喪失取得金の管理
- ロ 当該権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべき ことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。
- 八 外国政府等による取得金等の没収(約款第2条第4号イから二までに掲げる事由の 発生後に生じたものに限る。)